

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成26年9月24日

### 準備書面(11)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山内 喜



同

茅根熙



同

春原



同

江口正



同

池田秀



同

長原



同

八木



同

濱松慎



同

川島



## 目 次

第1 はじめに.....	5
第2 新規制基準に適合することは本件原子力発電所の安全性を判断する上で重要な事実であること .....	6
1 民事訴訟における事実認定は客觀性、合理性を担保して行われなければならないこと.....	6
2 原子力発電所の運転差止訴訟における審理判断の構造 .....	6
3 これまでの原子力発電所の運転差止訴訟等においても原子炉等規制法等に基づく具体的審査基準は原子力発電所の安全性を判断する上で無視することのできない重要な基準とされてきたこと ..	9
4 新規制基準は最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて策定されたものであり原子力発電所の安全性を審理判断する上で重要な基準であること.....	10
5 小括.....	11
第3 原告ら第24準備書面への反論.....	11
1 「第1 本訴訟において新規制基準の適合申請及び審査は関係ない」について.....	11
(1) 原告らの主張.....	12
(2) 被告の反論.....	12
2 「第2 新規制基準に適合することを主張立証しても『安全性に欠ける点がないこと』は推認されない」について .....	20
(1) 原告らの主張.....	20
(2) 被告の反論.....	20
3 「第3 立地評価を改める基準が作られていないこと」について	20
(1) 原告らの主張.....	21

(2) 被告の反論.....	21
4 「第4 共通要因故障を考えた設計になつてないこと」について.....	23
(1) 原告らの主張.....	24
(2) 被告の反論.....	24
5 「第5 外部電源の重要度分類が最低ランクであること」について.....	25
(1) 原告らの主張.....	25
(2) 被告の反論.....	26
6 「第6 全交流電源喪失について」について .....	28
(1) 原告らの主張.....	28
(2) 被告の反論.....	28
7 「第7 東北地方太平洋沖地震を設計基準内の地震として想定出来なかつたこと」について.....	30
(1) 原告らの主張.....	30
(2) 被告の反論.....	31
8 「第8 シビアアクシデント規制基準は不合理であること」 1 , 2について .....	33
(1) 原告らの主張.....	33
(2) 被告の反論.....	34
9 「第8 シビアアクシデント規制基準は不合理であること」 3 , 4について .....	36
(1) 原告らの主張.....	36
(2) 被告の反論.....	37
10 「第8 シビアアクシデント規制基準は不合理であること」 5 , 6について .....	38

(1) 原告らの主張.....	38
(2) 被告の反論.....	39
1 1 「第8 シビアアクシデント規制基準は不合理であること」について.....	7
(1) 原告らの主張.....	40
(2) 被告の反論.....	41
1 2 「第9 5重の防護を新規制基準に規定していない」について	42
(1) 原告らの主張.....	42
(2) 被告の反論.....	43
第4 結論.....	45
別紙1 .....	46
別紙2 .....	50
別紙3 .....	56

被告は、原告らの平成26年7月4日付け第24準備書面に対し、以下のとおり反論する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 第1 はじめに

被告は、これまで、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本件原子力発電所において、緊急安全対策、更なる対策、安全性向上施策等を行ってきており（別紙1。乙A9ないし11, 38ないし44）。これらの安全確保対策により、本件原子力発電所においては福島第一原子力発電所事故のような事態が生じることはない（なお、原告ら平成25年5月22日付け第10準備書面に対する反論を今後行う予定である。）。

被告は、さらに、新規制基準を含む最新の知見を踏まえ、本件原子力発電所の安全性を確認し、平成26年8月12日、本件2号機について、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可申請（原子炉等規制法43条の3の8第1項）、工事計画（変更）認可申請（同法43条の3の9第1項）及び保安規定（変更）認可申請（同法43条の3の24第1項）を行った（乙A45）。

被告は、今後、上記申請に対する審査において、あらためて原子力規制委員会による新規制基準適合性の確認を受けるとともに、新規制基準を含む最新の知見を取り入れ、本件原子力発電所の安全性の向上に向けた取り組みを継続していく（乙A46）。

本準備書面では、原告ら第24準備書面に対する反論を述べるにあたり、まず、本件原子力発電所が新規制基準に適合することは、本件訴訟において本件原子力発電所の安全性を判断する上で重要な事実であることを述べた上で（後記第2），原告ら第24準備書面

における、本件訴訟において新規制基準の適合申請及び審査は関係ない（原告ら第24準備書面4頁）との主張が失当であり（後記第3の1），また、新規制基準に適合したからといって本件原子力発電所の安全性に欠ける点がないことを証明し得るものではない（同5頁以下）との主張には理由がないことを述べる（後記第3の2以下）。

## 第2 新規制基準に適合することは本件原子力発電所の安全性を判断する上で重要な事実であること

### 1 民事訴訟における事実認定は客觀性，合理性を担保して行われなければならないこと

本件訴訟は、原子力発電所の運転差止を求める民事訴訟であるところ、民事訴訟における事実認定は、客觀性，合理性を担保して行わなければならないことは言うまでもない。

この点、「事実認定が裁判所の恣意的な確信でなく、裁判所の心証形成過程が客觀的・合理的なものとして両当事者および国民一般に承認されうるものでなければ、裁判は信頼されず本来の機能を果たしえない」（上田徹一郎「民事訴訟法〔第7版〕」：乙D7の350頁），「自由心証主義のもとで正確な事実認定を保障するためには、事実認定・心証形成過程の客觀化・合理化が必要・不可欠であろう」（「自由心証主義」（中西正）：乙D8の175頁）と指摘されるておりである。

### 2 原子力発電所の運転差止訴訟における審理判断の構造

答弁書45，46頁において述べたとおり、人格権に基づく差止請求といっても、本件訴訟のように侵害行為が現実化していない妨害予防請求においては、将来発生するか否か不確実な予測に基づい

て相手方の権利行使を制約するものであるから、単に論理的ないし抽象的、潜在的なレベルの危険性があるというのでは足りず、その侵害による被害が生ずる具体的危険性が存在することが必要である。このことは、従来の原子力発電所の運転差止訴訟の裁判例も等しく示してきたところである。すなわち、かかる具体的危険性の有無が原子力発電所の運転差止訴訟における最も重要な争点であるところ、具体的危険性の有無の認定は、前記1で述べたとおり、事実認定の客観性、合理性を担保して行わなければならないのである。

そして、具体的危険性とは、被告事業者が原子力発電所を運転することにより原告の人格権侵害が生じる具体的危険性であるから、その性質上、将来の予測に係わる事項が含まれ、それゆえにその事実認定の過程は、科学的、専門技術的知見に基づき客観的、合理的に行われなければならない。

この点、関西電力高浜発電所2号機運転差止請求訴訟判決（大阪地裁平成5年12月24日判決・判例時報1480号17頁）は、「原子力発電施設の安全性の評価には将来の予測に係わる事象についての安全対策の相当性が含まれるので、安全性評価の対象事象及び仮定すべき故障等の選定は多くの専門分野の技術的知見、実績等に基づいた客観性のあるものでなければならず、いかなる事象を評価すべき事象とするか、解析にあたってどのような故障等を仮定すべきか等はこうした最新の専門知識等に基づく高度な判断を必要とする」（同46、47頁）と指摘している。また、四国電力伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求訴訟上告審判決（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・判例時報1441号37頁）も、「原子炉施設の安全性に関する（略）審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、右審査においては、原子力

工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである。」（同 46 頁）と指摘している。

したがって、原子力発電所の運転差止訴訟における事実認定の客観性、合理性が担保されるためには、当該事実認定が、科学的、専門技術的知見に基づいて行われることが必要不可欠であるといわなければならない。

例えば、耐震安全性一つとっても、地震の震源特性、地震波の伝播特性、地盤の增幅特性、構造物の固有周期、各設備の重要性をはじめとする様々な事項に関する科学的、専門技術的知見を踏まえることが必要であり、関西電力大飯発電所 3、4 号機運転差止訴訟福井地裁判決（以下「福井地裁判決」という。甲 D 1）のように、科学的、専門技術的知見を離れて、単に基準地震動の最大値のみから「万が一の危険性」（甲 D 1 の 42 頁）、「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険」（同 59 頁）の有無を認定することは事実認定の誤りである。すなわち、後に詳述するとおり、福井地裁判決は、耐震安全性に関する科学的、専門技術的知見に基づく事実認定を放棄して判決している点で、到底、客観性、合理性を備えた判決とはいえず、まさに「事実認定が裁判所の恣意的な確信でなく、裁判所の心証形成過程が客観的・合理的なものとして両当事者および国民一般に承認されうるものでなければ、裁判は信頼されず本来の機能を果たしえない」とする前記 1 の上田徹一郎教授の指摘が当てはまる判決であって、本件訴訟において参考とされるべきものではない。

3 これまでの原子力発電所の運転差止訴訟等においても原子炉等規制法等に基づく具体的審査基準は原子力発電所の安全性を判断する上で無視することのできない重要な基準とされてきたこと

例えば、志賀1号機運転差止訴訟第一審判決では、「原子力安全委員会の安全審査は、これまでの経験と最新の技術的知見に基づいて定められた安全設計審査指針及び安全評価指針に基づき、学識経験者や関連行政機関の職員等原子力発電所に関する専門家により行われるのであることからして、その安全審査の結果は、事故防止対策の基本設計の妥当性の判断をするに当たっては、重要な資料になるというべきである。」（判決書361頁）と判示し、原子力発電所の運転差止訴訟において、まずは原子炉等規制法に基づき原子力安全委員会が定めた安全審査指針類がその安全性に関する基準とされるべきことを明らかにしている。

また、関西電力大飯発電所3、4号機運転差止仮処分決定（大阪地裁平成25年4月16日決定・裁判所ウェブサイト）においても、「原子炉施設の安全性を確保するため、専門的知見や学識経験を有する機関を関与させて安全性の審査基準の設定とその審査が行われていることからすると、当該原子力施設は、上記の基準が現在の科学技術水準に照らして合理的であり、かつ、当該原子炉施設がこれを満たしている場合に安全性を有すると評価することができるというべきである。」（同32頁）として、上記指針類に加え、福島第一原子力発電所事故を受けて当時の国が指示した緊急安全対策等の諸対策を踏まえて原子力発電所の安全性が判断されるべきことを明らかにしている。

さらに、原告ら第20準備書面6頁においてその見解が引用されている大塚直・早稲田大学大学院教授も、中部電力浜岡原子力発電

所運転差止訴訟第一審判決（静岡地裁平成19年10月26日判決・公刊物未登載）に関し、原子力発電所の運転差止訴訟において、「公法上の基準が相当の重要性をもつことは否定できない。」（伊藤滋夫「環境法の要件事実」153頁）と述べ、原子炉等規制法等に基づく具体的審査基準の運転差止訴訟における重要性を指摘している。

以上のように、これまでの多くの原子力発電所の運転差止訴訟等においては、争点である具体的危険性の有無を判断するに当たり、前記2で述べた科学的、専門技術的知見を踏まえた事実認定の必要性が認識された結果、まずは原子炉等規制法等に基づく具体的審査基準が原子力発電所の安全性を判断する上で重要な基準とされてきたのである。

4 新規制基準は最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて策定されたものであり原子力発電所の安全性を審理判断する上で重要な基準であること

前記判決等はいずれも新規制基準制定以前のものであるところ、新規制基準は、後記第3の1(2)であらためて述べるとおり、福島第一原子力発電所事故を受けて発足し、いわゆる3条委員会として高度の独立性を保障された原子力規制委員会において、電気事業者からの中立性が確認された外部専門家が関与した公開の審議の下において、福島第一原子力発電所事故により得られた知見等最新の科学的知見を踏まえて策定されたものであり、また、いわゆるバックフィット制度により、本件原子力発電所のような既設炉にも適用されるものである。

したがって、新規制基準は、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて策定されたものであり、原子力発電所を運転することによる

原告らの人格権侵害の具体的危険性の有無を審理判断する上で、無視することの許されない公知かつ重要な基準というべきである。そして、本件原子力発電所が新規制基準に適合することは、その安全性を判断する上で重要な事実である。

## 5 小括

被告は、答弁書でも述べたとおり、本件原子力発電所の運転に当たり、万が一にも周辺住民の生命・身体に害を及ぼすことがないように、体系立てられた安全規制のもと、十分な安全確保対策を実施し、さらに、福島第一原子力発電所事故を真摯に受けとめ、本件原子力発電所において同事故のような事態を確実に防止するための緊急安全対策等の諸対策をあらためて講じている。その上で、被告は、さらに、新規制基準を含む最新の知見を踏まえ、本件原子力発電所の安全性を確認し、新規制基準適合性審査の申請を行ったところである。

したがって、本件訴訟において、将来、被告が本件原子力発電所を運転することによる原告らの人格権侵害の具体的危険性の有無を適正に審理判断する上では、被告がこれまで主張してきた上記の安全確保対策や福島第一原子力発電所事故のような事態を確実に防止するための諸対策により安全性が確保されていることに加え、本件原子力発電所が新規制基準にも適合して安全性が確認されることも、その判断の基礎事実とすべきことは当然である。

## 第3 原告ら第24準備書面への反論

### 1 「第1 本訴訟において新規制基準の適合申請及び審査は関係ない」について

原告らは、本件訴訟において新規制基準の適合申請及び審査は関

係ない（原告ら第24準備書面4頁）などと繰々主張するが、前記第2で述べたとおり、原子力発電所の安全性を判断する上で、新規制基準に適合することは重要な事実であり、したがって、本件原子力発電所の運転によって原告らの人格権が侵害される具体的危険性の有無の認定は、本件原子力発電所が新規制基準に適合し、この点からも安全性が確認されることを踏まえた上でなされるべきことも、本件民事訴訟における審理判断の構造に鑑みれば当然であるから、原告らの主張は失当である。以下、詳述する。

#### (1) 原告らの主張

原告らは、①本件訴訟は、原子炉設置（変更）許可処分の取消等を求める行政訴訟ではなく、人格権等に基づく民事差止訴訟であり、被告が主張立証すべきは「本件原発が安全性に欠ける点がないこと」であるから、新規制基準への適合性審査、同審査申請は本件訴訟の進行とは関係がない、②福井地裁判決も民事差止訴訟の判断において新規制基準の適合審査は不要としていると主張する（原告ら第24準備書面4頁）。

#### (2) 被告の反論

##### ア ①に対する反論

本件訴訟において、原告らが人格権侵害の具体的危険性の主張立証責任を負うことは、準備書面(9)において明らかにしたとおりである。よって被告に「本件原発が安全性に欠ける点がないこと」の主張立証責任があるかのような原告らの主張はそもそも失当である。

また、前記第2で述べたとおり、新規制基準に適合することは本件原子力発電所の安全性を判断する上で重要な事実であるから、その点の審理が本件訴訟の進行と関係がないとする原告

らの主張は何ら理由がない。

以下、新規制基準の制定経緯、概要等を述べ、原子力発電所の安全性の判断に当たって新規制基準は重要な基準であり、したがって、本件原子力発電所の運転によって原告らの人格権が侵害される具体的危険性の有無の認定は、本件原子力発電所が新規制基準に適合し、この点からも安全性が確認されることを踏まえた上でなされるべきことを具体的に述べる。

#### (ア) 新規制基準の制定経緯

平成24年6月20日、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）が成立し、同法附則15条ないし18条に基づき、原子炉等規制法の改正が順次行われた。

原子力規制委員会は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）3条2項に基づく、いわゆる3条委員会として高度の独立性が保障され（原子力規制委員会設置法2条）、原子炉に関する規制をはじめ原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策の策定・実施を一元的につかさどる（同法4条）こととされ、その運営に当たっては、情報の公開を徹底する（同法25条）こととされた。

安全確保について、原子力規制委員会設置法は、「事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図る」（同法1条）と規定し、同委員会の組織理念においても、「原子力規制委員会は、（略）原子力の安全管理を立て直し、眞の安全文化を確立すべく、設置された。原子力にかかわる者は（略）常に世界最高水準の安全を目指さなければならな

い。」とされた（平成25年1月9日同委員会決定）。

原子力規制委員会の発足を受け、同委員会の下に「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」、「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」及び「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する新規制基準に関する検討チーム」がおかれ、各チームの会合には、原子力規制委員会担当委員や外部専門家らが出席し、新規制基準の検討が行われた（例えば、「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」は、平成24年10月から平成25年6月まで23回の会合を行った。）。なお、外部専門家については、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」（乙B29）に基づき、透明性・中立性を確保するため、電気事業者等との関係について自己申告を行うことが求められ、申告内容は同委員会ホームページ上で公開された。また、新規制基準の検討に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）39条1項に基づく意見公募手続（パブリックコメント）が行われ、原子力規制委員会規則等に加え、同委員会の内規についても、同手続の対象とされた。

かかる検討を経て平成25年7月8日に制定されたのが、いわゆる新規制基準である（具体的には、別紙2（1）ないし（6）の原子力規制委員会規則、同（7）、（8）の告示、同（9）ないし（15）の審査基準、同（16）ないし（30）の内規（規制基準に関連するもの）及び同（3

1) ないし (38) の内規（手続に関するもの）に分類される。)。

なお、この新規制基準は、既設炉についても適用される（いわゆるバックフィット制度。原子炉等規制法43条の3の23第1項）。

#### (イ) 新規制基準の概要

福島第一原子力発電所事故では、津波により全ての電源が使用できなくなり、原子炉を冷却する機能を喪失した。この結果、炉心溶融とそれに続く水素爆発による原子炉建屋の破損等につながり、環境への大規模な放射性物質の放出に至った。

原子炉等規制法は、前記改正により、同法1条に、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し」「原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う」等の文言が明記された。

そこで、新規制基準では、地震や津波等の自然現象の想定を厳しくしたほか、重大事故等の発生を防止する対策（設計基準対策）が功を奏さずに重大事故等が発生した場合においても、原子力発電所外への大規模な放射性物質の放出が起こらないようにするための対策（重大事故等対策）をあらためて求めるなど、福島第一原子力発電所事故により得られた知見を反映した諸対策が規定されている（別紙3参照）。

なお、平成25年7月以降現在まで、本件原子力発電所を含む13箇所の原子力発電所について、新規制基準適合性審査に係る申請が行われている。審査の進め方については、「原則として、審査の会合の議論や資料は全て公開し、インターネット中継（被告注：動画投稿サイト「Y o u T u b e」及び「ニコニコ動画」において、審査会合の中継放送が行われており、また、会合終了後においてもそれらの動画を閲覧することができる。）を行う等、審査の過程については透明性を確保しています。徹底した審査の中で、それぞれの施設が新規制基準に適合していることが確認できれば、施設の設置の許可等を出します。」（原子力規制委員会ウェブサイト）とされている。

審査の状況については、九州電力川内原子力発電所の例を挙げると、平成25年7月から平成26年5月まで62回の審査会合と2回の現地調査が行われた他、事業者からのヒアリングも適宜実施されている。かかる審査会合等を経て、平成26年7月16日に原子力規制委員会において審査書案が了承され、同案に対する科学的・技術的意見の募集が行われた後、同年9月10日、同委員会は審査書を決定し、設置変更許可が行われた。

#### (ウ) 小括

以上に述べたとおり、原子力規制委員会の位置づけ、新規制基準の制定経緯、内容等からすれば、原子力発電所の具体的危険性の有無の認定に当たり、最新の科学的、専門技術的知見に基づく客観的、合理的な判断をするためには、本件原子力発電所が新規制基準に適合し、この点からも安

全性が確認されることを踏まえるべきことは当然である。

よって、新規制基準の適合申請及び審査が本件訴訟と関係がないなどとする原告らの主張は何ら理由がない。

#### イ ②に対する反論

原告らの主張は要するに、本件訴訟においても、福井地裁判決を参考として、同判決と同様の判断がなされるべきであるとする趣旨のようである。

しかしながら、そもそも、大飯発電所と本件原子力発電所では、原子炉の炉型や立地地点、地域特性とこれに基づく地震、津波に対する諸対策等が異なるのであるから、本件原子力発電所の具体的危険性の判断において、同判決の判断をそのまま当てはめることができない。

さらに、同判決における判断は、以下に述べる点をはじめ、多くの看過し難い事実認定の誤りを含むものであり、本件訴訟において参考とされるべきものではない（なお、詳細な主張は、原告ら第23準備書面への反論と併せて今後行う予定である。）。

##### (ア) 地震動に関する判断の誤り

福井地裁判決は、1260ガルを超える地震動（同判決は「1260ガルを超える地震について」（甲D1の44頁）などと述べるが、地震と地震動という異なる概念を混同した、誤った用語法である。）について、大飯発電所は基準地震動700ガルの1.8倍までの余裕があると評価されたことから、同事件被告は700ガルの1.8倍である1260ガルを超える地震動が到来すればメルトダウンが発生する危険があると自認している旨認定した（同44頁）。そして、岩手宮城内陸地震において4022ガルの地震動が

観測されたこと、岩手宮城内陸地震は大飯発電所でも発生する可能性がある内陸地殻内地震であること等の根拠から、1260ガルを超える地震動が大飯発電所に到来する可能性があるとし（同45頁）、かかる地震動が到来すれば、マルトダウンが発生する危険性が極めて高い（同46頁）とした。

しかし、同判決は、同事件被告が立証した岩手宮城内陸地震における観測記録が観測点固有の特性の影響を受けた特異な記録であることを無視し、1260ガルを超える地震動の到来の可能性を唐突に認定し、余裕の評価から直ちに危険性が自認されているなどと判断しており、到底、科学的、専門技術的知見を踏まえた事実認定に基づく判断とは言えない。

また、同判決は、基準地震動700ガルを超え1260ガルに至らない地震動が生じた場合について、要するに、一旦重大事故が生じれば、混乱や焦燥、高放射線量等の要因により対処が困難となることが想定される旨述べているが（同46ないし50頁。本件訴訟における原告ら第24準備書面第8の7における主張はこれをほぼ引き写したもの。），単なる憶測に基づき、抽象的可能性を述べるものである。

さらに、同判決は、基準地震動700ガルに至らない地震動が生じた場合についても、外部電源ではなく、非常用ディーゼル発電機を使用する場合、「その名が示すとおりこれが非常事態であることは明らか」（同56頁），主給水ポンプではなく補助給水設備を使用する場合、「その名が示すと

おり補助的な手段にすぎない」（同）など、単に機器類に付された名称の語感だけを理由に、同事件被告の主張を排斥している。

結局、同判決は、科学的、専門技術的知見に基づく正確な事実認定を殊更に回避し、上記の杜撰な事実認定に基づいて、原子炉をはじめとする機械、装置等が破損する地震動も想定し得ないと結論付けているに過ぎず、要するに、抽象的、潜在的危険性の存在をもって「具体的危険性」と称しているに過ぎない。

#### (イ) 使用済燃料ピットに関する判断の誤り

福井地裁判決は、使用済燃料ピット（なお、同判決では「使用済み核燃料プール」とされているが、一般に、大飯発電所などPWRでは「使用済燃料ピット」、本件原子力発電所などBWRでは「使用済燃料プール」と呼ばれる。）についても、特異な判断をしている。

一例を挙げると、同判決は、基準地震動を超える地震動でなくとも使用済燃料ピットの冷却設備が損壊する具体的可能性があると認定している。しかしながら、同事件被告は、使用済燃料ピットの冷却設備は基準地震動に対する耐震安全性を有していることを立証しており、同判決の上記判断は明らかに事実誤認である。

#### (ウ) 小括

以上に述べたとおり、福井地裁判決の判断は多くの看過し難い事実誤認に基づくものであり、本件訴訟において参考とされるべきものではなく、原告らの主張は失当である。

2 「第2 新規制基準に適合することを主張立証しても『安全性に欠ける点がないこと』は推認されない」について

(1) 原告らの主張

原告らは、新規制基準は十分に安全性を担保できていないから、新規制基準へ適合したからといって本件原子力発電所の安全性を推認させるようなことはあり得ないと主張する（原告ら第24準備書面5頁）。

(2) 被告の反論

前記1(2)アで述べたとおり、そもそも被告に「本件原発が安全性に欠ける点がないこと」の主張立証責任があるかのような原告らの主張は失当である。

また、前記第2で述べたとおり、原子力発電所の安全性を判断する上で、新規制基準は重要な基準であり、したがって、本件原子力発電所の運転によって原告らの人格権が侵害される具体的危険性の有無の認定は、本件原子力発電所が新規制基準に適合し、この点からも安全性が確認されることを踏まえた上でなされるべきことは当然である。そして、後記3ないし12に述べるとおり、新規制基準は安全性を担保できていないとする原告らの主張は、いずれも理由がない。

3 「第3 立地評価を改める基準が作られていないこと」について

原告らは、周辺公衆の安全を確保するためには立地審査指針を改訂すべきである旨縷々主張するが、新規制基準では、仮に重大事故が発生した場合であっても安全性が確保できるように重大事故等対策について規定しているのであるから、原告らの主張には理由がない。以下、詳述する。

### (1) 原告らの主張

原告らは、①立地審査指針における重大事故、仮想事故の想定が間違いであったことを原子力規制庁等も認めており、周辺公衆の安全を確保するためには、福島第一原子力発電所事故と同様の事故を想定して立地審査指針の離隔要件の判断をし直すように基準を改訂するべきである、②万が一の事故が起こらないようにすることを目指すシビアアクシデント対策では、事故が発生した場合に周辺公衆の放射線被害を防止する基準である立地審査指針の代替は不可能であり、原子力規制委員会は、旧安全審査指針類において過小な仮想事故の進展過程を是認していた誤りを是正することなく、新たな安全神話を作ろうとしていると主張する（原告ら第24準備書面5ないし8頁）。

### (2) 被告の反論

#### ア ①に対する反論

原告らは、第24準備書面7頁で田口達也・原子力規制庁課長補佐の新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会（平成25年度第2回）における発言を引用し、あたかも同課長補佐が立地審査指針の改訂の必要性を認めたかのように主張するが、同課長補佐は、当該発言の直前には、「（被告注：従来は）敷地の距離を広く取って外への影響を回避しようという考え方であったのだろうと思っております。敷地の今回はそうではなくて、このシビアアクシデント、しっかりと本当に燃料が溶けた状態まで想定して、そういうことを、距離を取るというよりもしっかりと設備側の対応で押さえに行くという方向に切り替えた」と発言し、新規制基準において周辺公衆の安全確保を目指すことを説明している。すなわち、原告らの主張は、同

課長補佐の発言を自らに都合よく歪曲して引用するか、発言の趣旨を正しく理解していないものであって何ら理由がない。

なお、田中委員長は、平成25年4月23日、参議院予算委員会において、「従来の基準では、シビアアクシデントが起きた場合のいわゆる対策というのが規制基準として要求されておりませんでした。重大事故とか仮想事故というものが起こったときに、いわゆる敷地から住民がお住まいになっているところまでの距離、いわゆる離隔距離をきちんと保っているかということで、いわゆる目安線量というのを基準にしてその安全性を判断してきたわけでございます。しかし、今般はそういう考え方ではなくて、そういった重大な事故が起きたときにはそれをきちんと、起こさないことがまず第一ですが、起こった場合にもそれをきちんと対策を施すということを要求しております。基本的には大体福島事故の百分の一以下ぐらいの放射能放出量、セシウムにしてですが、それぐらいの低さまで抑えるということを要求しておりますので、そういったいわゆる今までの目安線量のような考え方とは、今回は採用しておりません。」と答弁している。

そして、前記1(2)ア(イ)で述べたとおり、新規制基準においては、仮に重大事故等が発生した場合であっても安全が確保できるように重大事故等対策について規定している。

よって、原告らの主張は、新規制基準の内容や重大事故等対策の位置づけを正しく理解しないまま立地審査指針を改訂すべきと主張するものであるから、失当である。

#### イ ②に対する反論

前記1(2)ア(ア)及び(イ)で述べたとおり、原子力規制委員会は、

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、新規制基準を策定しており、重大事故等の発生を防止する対策を強化するとともに、これが功を奏さずに重大事故等が発生した場合においても原子力発電所外への大規模な放射性物質の放出が起こらないようにするための対策として、あらためて重大事故等対策が設けられている（なお、新規制基準の各条項では、シビアアクシデントという用語は用いられていない。）。

すなわち、重大事故等対策とは、重大事故の発生を防止する対策のみならず、重大事故が発生した場合を想定した対策も含んでおり、原告らが指摘するような「万が一の事故が起こらないようにすることを目指す」だけのものではない。

なお、新規制基準の検討過程において、重大事故等対策における想定事故として便宜上「仮想事故」（立地審査指針における「仮想事故」とは異なるもの。）という用語が使用されたが、現在、新規制基準においては「事故シーケンス」という用語が使用されており、「仮想事故」という用語は使用されていない。

よって、原告らの主張は、新規制基準の内容や重大事故等対策の位置づけを正しく理解しないでなされたものであり、理由がない。

#### 4 「第4 共通要因故障を考えた設計になつていないこと」について

原告らは、新規制基準は共通要因故障を考慮しておらず安全確保のためには不足していると繰々主張するが、新規制基準では、福島第一原子力発電所事故により得られた知見を反映した諸対策が規定されているから、原告らの主張には理由がない。以下、詳述する。

### (1) 原告らの主張

原告らは、福島第一原子力発電所事故では地震、津波という一つの原因により、必要な安全機能が同時に全て故障したが（共通要因故障）、新規制基準においても共通要因故障は想定されておらず、共通要因故障はシビアアクシデント対策で対応すればよいとし、シビアアクシデント対策は原則として可搬型設備で対応させようとしているが、設計後に可搬型設備で対応するということは、設計で安全設備が不足していることを容認することであり、また、可搬型設備での対応は確実性が劣ると主張する（原告ら第24準備書面8ないし10頁）。

### (2) 被告の反論

新規制基準では、共通要因故障をもたらす自然現象等に係る想定を大幅に引き上げ、それに対する防護対策を強化している（別紙3参照）。その上で、仮に、共通要因故障により安全機能が失われた場合には、重大事故等対策で対応することを要求している。すなわち、新規制基準は、設計基準事故のみでなく、重大事故についても想定するものである。

よって、共通要因故障が想定されていないとか、安全設備が不足していることを容認しているなどとする原告らの主張は、新規制基準の内容を正解せずになされたものであり、理由がない。

また、重大事故等対策では、常設設備及び可搬型設備を適切に組み合わせることで安全性を高めている。例えば、電源設備では、可搬型代替電源設備（電源車、バッテリ等）に加え、常設代替電源設備として交流電源設備を設けることを要求している（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（別紙2（10））。以下「設置許可基準規則の解

釈」という。) 57条)。

したがって、シビアアクシデント対策は原則として可搬型設備で対応させようとしているとする原告らの主張は、重大事故等対策の内容を正解せずになされたものである。そもそも、原告らは、可搬型設備では確実性が劣ると述べるが、具体的根拠を示しておらず、原告らの独自の見解というほかなく、理由がない。

なお、原告らは、従来の安全設計審査指針は、自然現象等の外部事象を考えずに内部事象のみを事故原因として、单一故障の仮定で設計して安全性を確保されることにしており、安全確保のためには全く不足した考え方であったとも主張するが(原告ら第24準備書面9頁)，安全設計審査指針(指針2ないし5)においては、内部事象のみならず、自然現象等の外部事象についても考慮されていたのであり、原告らの主張は安全設計審査指針を正しく理解しないものであり、理由がない。

## 5 「第5 外部電源の重要度分類が最低ランクであること」について

原告らは、外部電源について縷々主張するが、原子力発電所の安全設計では、そもそも事故時に外部電源は期待していないので(外部電源がないものとして想定する。)，発電所受電設備から敷地外の送電鉄塔・送電線、さらに遠方の変電所に至るまで、外部電源に必要な設備を原子炉格納容器等の安全上最も重要な施設と同等の耐震設計とする理由はないのであるから、原告らの主張は理由がない。

以下、詳述する。

### (1) 原告らの主張

原告らは、①福島第一原子力発電所事故で外部電源が喪失した原因は外部電源の重要度が重要度分類、耐震重要度分類において

最低ランクに分類されていたからであり、政府も現行の外部電源に関する重要度分類に瑕疵があるとしている、②新規制基準では外部電源に関する重要度分類、耐震重要度分類を変更しておらず、外部電源系からの受電の信頼性向上が確保されていないと主張する（原告ら第24準備書面11、12頁）。

## (2) 被告の反論

### ア ①に対する反論

そもそも、原子力発電所の安全設計においては、外部電源が喪失した場合を前提とした諸対策が実施されており、安全性の確保という観点からは、外部電源の重要性は大きくはなく、「止める」「冷やす」「閉じ込める」ためには非常用所内電源が重要であり、これに格段の信頼性を持たせている（詳細は後記6(2)で述べる。）。

この点、原告らは、福島第一原子力発電所事故について述べるが、同事故については、「1～4号機の配電盤については、M／C（被告注：高圧電源用金属閉鎖配電盤）のすべてと、多くのP／C（被告注：低圧交流電源用配電盤）が水没して機能を失っていた。そのため仮に、外部電源が無事に発電所の開閉所（入口）まで送電できていたとしても、全交流電源喪失という状況は、事故当初にはあまり変わりはなかったと考えられる」（淵上正朗・笠原直人・畠村洋太郎「福島原発で何が起こったか 政府事故調技術解説」43頁）と指摘されており、外部電源喪失が同事故の直接の原因となったわけではない。

よって、外部電源の重要度分類に瑕疵があるかのような原告らの主張は、原子力発電所の安全設計における外部電源の位置

づけを正しく理解しておらず、理由がない。

#### イ ②に対する反論

新規制基準では、次のとおり、外部電源の信頼性向上が新たに要求されている（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（別紙2（3）。以下「設置許可基準規則」という。）33条）。

- ・外部電源の2回線が互いに独立していること（当該2回線は、電線路の上流側の接続先において1つの変電所又は開閉所のみに連系し、当該変電所又は開閉所が停止することにより当該発電用原子炉施設に接続された送電線が全て停止する事態にならないこと）（同規則33条4項及び同規則の解釈33条4号）
- ・複数の原子炉施設が設置されている場合、外部電源系が3回線以上の送電線で電力系統と接続されることにより、いかなる2回線が喪失しても複数の原子炉施設が同時に外部電源喪失に至らないようにすること（同規則33条6項及び同規則の解釈33条6号）
- ・開閉所及び当該開閉所から主発電機側の送受電設備は、不等沈下又は傾斜等が起きないような十分な支持性能をもつ地盤に設置されるとともに、がいし及び遮断器等は耐震性の高いものが使用されること（同規則33条6項及び同規則の解釈33条6号）

よって、単に外部電源に関する重要度分類、耐震重要度分類が変更されていないことのみをもって、新規制基準では外部電源系からの受電の信頼性向上が確保されていないとする原告らの主張は、外部電源にかかる新規制基準の内容を理解し

ないものであり、理由がない。

## 6 「第6 全交流電源喪失について」について

原告らは、全交流電源喪失について縷々主張するが、新規制基準における電源供給の信頼性向上策を正しく理解しておらず、原告らの主張は理由がない。以下、詳述する。

### (1) 原告らの主張

原告らは、新規制基準では、外部電源喪失時の電源設備の種類と容量を増やすことが規定されたが、基準を満たす具体的な内容が制定されておらず、所内常設直流電源設備の第3系統目について5年間の猶予を与えることは基準内の矛盾であり、全電源喪失に対する対応という点から考えても新規制基準では外部電源系からの受電の信頼性向上は確保されていないと主張する（原告ら第24準備書面12ないし14頁）。

### (2) 被告の反論

新規制基準において電源設備に関する事項は、設置許可基準規則33条、同57条等に規定されている。

原告らは、同規則の内容が具体的でない旨主張するが、同規則の内容については、同規則の解釈において要求される具体的な内容が示されており、その内容は、原告らが第24準備書面第6の2(1)、(2)において述べるとおりである（同書面13頁脚注には同規則の条文が摘示されているが、同書面第6の2(1)、(2)記載の内容は、同規則の解釈の記載内容である。）。そして、各事業者において、上記要求内容を踏まえ、それぞれの原子力発電所に適した個別の電源確保対策を講じることとなる。

よって、具体的な内容が制定されておらず、安全確保のために十分か否か判断する基準となっていないとする原告らの主張は、

何ら理由がない。

また、所内常設直流電源設備の第3系統目については、設置許可基準規則の解釈57条2号において、同設備が「更なる信頼性を向上するため」に設置するものであることが明記されており、猶予を与えることが基準内の矛盾であるとする原告らの主張は、独自の見解に過ぎない。

さらに、電源設備について、新規制基準では、次のとおり、電源供給の信頼性向上が要求されている。

- ・非常用電源については、7日間の外部電源喪失を仮定しても必要な電力を供給できること（同規則の解釈33条7号）
- ・重大事故等対処施設として常設代替電源設備及び可搬型代替電源設備を設けること（同規則の解釈57条1号a）
- ・複数の原子炉が設置されている発電所では、号機間の電力融通を行えるようにあらかじめケーブル等を敷設すること（同規則の解釈57条1号d）
- ・所内電気設備（金属閉鎖配電盤等）は、共通要因で機能を失うことなく、機能の維持及び人の接近性の確保を図ること（同規則の解釈57条1号e）

よって、全電源喪失に対する対応という点から考えても新規制基準では外部電源系からの受電の信頼性向上は確保されていないなどとする原告らの主張は、新規制基準における電源供給の信頼性向上策を正しく理解していないものであり、理由がない。

なお、原告らは、外部電源系からの受電の信頼性について述べるが（外部電源系からの受電に関する第24準備書面第6の2(5)における主張は、外部電源喪失を前提とする同書面第6の2(1)ないし(4)における主張といかなる関係にあるのか必ずしも判然とし

ないが、ここではこの点は一旦撇く。), 新規制基準では、前記 5 (2)イで述べたとおり、原子炉ごとに、外部電源の 2 回線が互いに独立していること等が新規に要求されているなど、外部電源の信頼性は向上している。

また、原告らは、安全設計審査指針 27 は、短時間の全交流電源喪失を想定すればよいとしていたが、福島第一原子力発電所事故では全交流電源喪失が長時間に及んだ結果、原子炉の冷却ができず、メルトダウン、メルトスルームに至ったものであり、同指針は誤りであったとも主張するが（原告ら第 24 準備書面 12, 13 頁）、被告が行った緊急安全対策等により電源確保対策が講じられている結果、福島第一原子力発電所事故のような長時間に及ぶ全交流電源喪失が生じることはない。

よって、原告らの主張は、福島第一原子力発電所事故を踏まえた被告の緊急安全対策等の安全確保対策を理解しておらず、理由がない。

## 7 「第 7 東北地方太平洋沖地震を設計基準内の地震として想定出来なかつたこと」について

原告らは、東北地方太平洋沖地震（プレート間地震）をもとに新規制基準について縷々主張するが、そもそも本件原子力発電所においてはプレート間地震を耐震設計に考慮する必要はなく、原告らの主張は失当である。以下、詳述する。

### (1) 原告らの主張

原告らは、東北地方太平洋沖地震はこれまでの耐震設計審査指針に基づく手法では想定していなかった地震であり、①中央防災会議は、同地震は「従来の想定手法の限界を意味している」としており、これまでの想定手法では原子力発電所で想定すべき地震、

津波を想定できない、②同会議の指摘によれば、残余のリスクを無くすことが基準として求められているのであり、耐震設計審査指針における「合理的に実行可能な限り」という逃げ道を許さない厳しい内容の基準とされなければならない、③地震に関する新規制基準には「適切に評価」「適切に考慮」という記載があるが具体的な内容が不明である、④新規制基準では「震源を特定せず策定する地震動」の見直しがされていないことなど中央防災会議の反省が取り入れられていないと主張する（原告ら第24準備書面14ないし17頁）。

## (2) 被告の反論

### ア ①に対する反論

中央防災会議が「限界を示している」と指摘する「従来の想定手法」とは、中央防災会議によるプレート間地震に関する地震、津波の想定手法のことであり、被告が本件原子力発電所の耐震設計において実施している地震、津波の想定手法のことではない。中央防災会議は、防災上の観点から国民の防災意識高揚のために一義的に目標とする地震、津波を想定しているのであり、被告の実施する地震、津波の想定とは、目的、位置づけ、想定手法が大きく異なる（乙A12の3、4頁参照）。

具体的には、中央防災会議による「従来の想定手法」とは、原告らも引用するとおり、「過去数百年間に発生した地震・津波を再現することを前提」（原告ら第24準備書面15頁9、10行目）とするものであり、これは文献調査により過去に発生した地震、津波を調査し、そのうち例外的なものを除いた、今後発生する可能性の高いもの（これが「再現する」という文言で表現されている。）を対象として、最も大きなものを想定

地震、津波とするものである。一方、被告は、文献調査のみならず、被告自身において、変動地形学的調査、地表地質調査、地球物理学的調査等の各種詳細な調査を実施し、その調査結果に基づき敷地固有の事情を把握、反映し、さらには断層の運動をも考慮するなど、最新の知見に基づき、科学的に地震、津波を想定しているのである。

したがって、中央防災会議における取りまとめをもって、あたかも中央防災会議が原子力発電所の耐震設計審査指針の想定手法に限界があると指摘しているかのように主張するのは、明らかな誤導である。

#### イ ②に対する反論

原告らが述べる、「残余のリスク」に関する事項は、耐震設計審査指針の「3. 基本方針」の「(解説) I. (2)『残余のリスク』の存在について」の記載を指すとみられるところ、同解説では、「施設の設計に当たっては、策定された地震動を上回る地震動が生起する可能性に対して適切な考慮を払い、基本設計の段階のみならず、それ以降の段階も含めて、この『残余のリスク』の存在を十分認識しつつ、それを合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである。」と記載されていた。つまり、同解説は、地震動の適切な策定及び「残余のリスク」の存在に対する十分な認識を前提として、同リスクを小さくするための努力を払うべきことを述べたものである。

よって、原告らが、「『合理的に実行可能な限り』という逃げ道」(原告ら第24準備書面16頁20行目)などと述べるのは、同解説の趣旨を正解しないものであり、理由がない。

#### ウ ③に対する反論

原子力発電所の耐震設計に用いる基準地震動は、全国一律に決められるものではなく、立地地点固有の特性、例えば、地震の震源特性、地震波の伝播特性、地盤の增幅特性を地点ごとに考慮しなければならない。すなわち、原告らが指摘する「適切に」との記載は、かかる立地地点固有の特性を詳細な調査等に基づき個別に把握した上でそれぞれの基準地震動を設定すべきことを指すものである。

よって、新規制基準に「適切に」との記載があることをもつて「基準とは言えない」（原告ら第24準備書面17頁2, 3行目）などとする原告らの主張はそもそも失当である。

#### エ ④に対する反論

前記アで述べたとおり、中央防災会議と原子力発電所の耐震設計とは、目的、位置づけ、想定手法が大きく異なるものであり、また、同会議の取りまとめは、プレート間地震を対象としているところ、新規制基準においても、本件原子力発電所においてはプレート間地震を耐震設計に考慮する必要はない。

よって、原告らの主張は失当である。

### 8 「第8 シビアアクシデント規制基準は不合理であること」 1, 2について

#### (1) 原告らの主張

原告らは、①新規制基準では、シビアアクシデントとして、「重大事故に至るおそれがある事故」、「重大事故」、「特定重大事故」及び「大規模損壊」を想定・規定するが、②新規制基準におけるシビアアクシデントの評価は、自然現象を原因とする故障を除外して一部の限定的事故シーケンスにとどまっているのであり、

安全確保の基準としては極めて不十分なものであると主張する（原告ら第24準備書面17ないし19頁）。

## (2) 被告の反論

### ア ①に対する反論

そもそも、「重大事故」とは、原子炉等規制法43条の3の6第1項3号において、「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。」とされており、同委員会規則では、「重大事故」とは、「炉心の著しい損傷」及び「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」と規定されている（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（別紙2（1）。以下「実用炉規則」という。）4条）。そして、実用炉規則において、「事故の区分」は、「運転時の異常な過渡変化」、「設計基準事故」、「重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故」と規定されている（同規則3条1項7号）。

これに対し、「大規模損壊」とは、「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊」をいうところ（同規則86条），実用炉規則では、原子炉等規制法43条の3の22第1項1号において、原子炉の保全のために必要な措置を講じなければならないとされていることを受け、火災（同規則83条），内部溢水（同規則84条），重大事故等（同規則85条），大規模損壊（同規則86条）の発生時についてそれぞれ、保全のための活動を行う体制の整備を規定している。

すなわち、「大規模損壊」とは、保全のための措置という観点から、火災等と並んで規定されたものであり、原告らが述べ

るよう事故の種類として規定されているものではない。

また、「重大事故等対処施設」とは、「重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故」（「重大事故等」と総称される。）に対処するための機能を有する施設をいうとされている（設置許可基準規則2条2項11号）。そして、「特定重大事故等対処施設」とは、「重大事故等対処施設のうち、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は（略）発生した場合において、（略）放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのもの」（設置許可基準規則2条2項12号）とされている。

すなわち、「重大事故等対処施設」の一部として「特定重大事故等対処施設」が規定されているのであって、原告らが述べるよう事故の種類として「特定重大事故」なる分類が規定されているものではない。

よって、「新規制基準ではシビアアクシデントとして、①重大事故に至るおそれがある事故、②重大事故、③特定重大事故、④大規模損壊を想定・規定している」（原告ら第24準備書面17、18頁）などとする原告らの主張は、新規制基準の内容を正しく理解していないものである。

#### イ ②に対する反論

原告らは、事故シーケンスグループの想定について縷々述べるところ、そもそも、新規制基準では、発電用原子炉施設について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合においても、炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置が講じられたものであることを要求し（設置許可基準規則37条1項），同規則の解釈において、炉心の著しい損傷に至る可能性

があると想定される事故シーケンスグループを想定することとされている。

具体的には、「(a) 必ず想定する事故シーケンスグループ」として全交流動力電源喪失等が挙げられているほか、個別プラントの内部事象及び外部事象（自然現象を含む。）に関する評価を実施し、その結果、上記(a)に含まれない「有意な頻度又は影響をもたらす事故シーケンスグループ」が抽出された場合には、「(b) 個別プラント評価により抽出した事故シーケンスグループ」として追加して想定することとされている（同規則の解釈 37 条）。すなわち、事故シーケンスグループの想定において、原告らが述べるように自然現象を原因とする故障を除外して一部の限定的事故シーケンスを想定するにとどまるものではない。

よって、原告らの主張は、新規制基準の内容を理解していないものであり、何ら理由がない。

なお、原告らは、高圧・低圧注水機能喪失と全交流動力電源喪失が同時に発生する事故シーケンスが想定されていないとも主張するが（原告ら第 24 準備書面 19 頁）、上記のとおり、(b) の事故シーケンスグループにおいて必要に応じ想定することができるものである。

#### 9 「第 8 シビアアクシデント規制基準は不合理であること」 3 , 4について

##### (1) 原告らの主張

原告らは、①重大事故等対処設備の基準が設計基準設備（設置許可基準規則の「設計基準事故対処設備」を指すと思われる。）の設計基準と同内容の基準であれば共倒れになるおそれが高く、

また、設計基準設備と重大事故等対処設備の基準地震動及び基準津波が同一でよいとされているが、これでは、地震、津波により設計基準設備が機能喪失した場合には重大事故等対処設備が機能しないおそれが高い、②新規制基準では、シビアアクシデント対策は恒設設備ではなく、可搬型設備で対応することを基本としているが、可搬型設備での対応は確実性が不足していると主張する（原告ら第24準備書面19、20頁）。

## (2) 被告の反論

### ア ①に対する反論

新規制基準では、「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」（設置許可基準規則43条2項3号）と規定されており、重大事故等対処設備の基準は、設計基準事故対処設備の基準とは異なっている。

また、基準地震動、基準津波はいずれも、最新の科学的知見等を踏まえ、詳細な調査に基づいて策定するものであり、これを超過する地震動、津波が到来することはまず考えられない。さらに、原子力発電所の安全上重要な設備は基準地震動、基準津波に対する安全性を有しているが、実際には、これらの安全上重要な設備は基準地震動、基準津波を超えるものに対しても、十分な余裕を有している（例えば、東北地方太平洋沖地震では、東北電力女川原子力発電所及び東京電力福島第一原子力発電所において、それぞれ基準地震動を上回る地震動が観測されたが、いずれも地震動により安全機能に深刻な影響を与える損傷はなかった。）。この点、原告らは、「地震・津波で設計基準設備が

機能喪失したときには」（原告ら第24準備書面19頁22, 23行目）などと、機能喪失が生じることを前提とした主張をするが、単に抽象的な可能性を述べるに過ぎず、いかなる機序で地震、津波により設計基準設備が機能喪失するかにつき、何ら具体的な主張をしていない。

よって、原告らの主張は、新規制基準の内容及び原子力発電所の安全設計を理解していないものであり、何ら理由がない。

#### イ ②に対する反論

前記4(2)で述べたとおり、新規制基準において、重大事故等対策に用いる設備は、常設設備と可搬型設備とを適切に組み合わせることとされている。したがって、新規制基準において、重大事故等対策は可搬型設備での対応を基本としているとする原告らの主張は、何ら理由がない。

また、原告らは、可搬型設備での対応は確実性が不足しているとも主張するが、何ら具体的根拠を示しておらず、独自の見解というほかなく、理由がない。

### 10 「第8 シビアアクシデント規制基準は不合理であること」 5, 6について

#### (1) 原告らの主張

原告らは、①新規制基準では、格納容器破損防止対策として、フィルタ付ベント装置の設置等を要求しているが、ベントの開放に誤作動が生じる可能性やベントへの配管に亀裂が生じる可能性があり、また、そもそも、ベント設備は、放射性物質を格納容器外に放出するものであるから、意味のない設備である、②新規制基準では、格納容器が破損したとしても敷地外への放射性物質の拡散を抑制するための対策として、屋外放水設備の設置等を要求

しているが、放水により放射性物質の敷地外への散開は防止できず、また、当該放水が汚染水問題を生じさせるため、意味のない対策である、③新規制基準におけるシビアアクシデント対策に関する規定は抽象的であり、これを有効に実践して安全を図ることは到底望めないと主張する（原告ら第24準備書面20ないし23頁）。

## (2) 被告の反論

### ア ①に対する反論

格納容器ベント設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることを目的とした設備である。そして、格納容器ベント設備の機能として、排気中に含まれる放射性物質を低減するものであること等が求められている。つまり、格納容器ベント設備は、原子炉格納容器の破損により制御されずに放射性物質が大量に放出されるという最悪の事態を避けるため、放出量を制御しつつ放射性物質を放出するものである。

よって、格納容器ベント設備は意味のない設備であるなどと述べる原告らの主張は、ベントの目的及び機能を何ら理解していないものであり、何ら理由がない。

また、原告らは、ベントの誤作動やベントへの配管の亀裂について縷々述べるが、いずれも原告らの単なる憶測に基づき、抽象的可能性を述べるものに過ぎない。

### イ ②に対する反論

新規制基準では、原子炉格納容器の破損という万一の事態に際し、発電所敷地外への放射性物質の拡散を極力防ぐことを

目的として、敷地外への放射性物質の拡散抑制対策を規定している（設置許可基準規則55条）。

具体的には、原子炉建屋に放水できる設備とともに、海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備も整備することが求められており、これらを併せて敷地外への放射性物質の拡散を抑制することとしている（同規則の解釈55条）。

よって、新規制基準における敷地外への放射性物質の拡散抑制対策が意味のない対策であるとする原告らの主張は、独自の見解というほかなく、理由がない。

#### ウ ③に対する反論

そもそも、原子力発電所は、その立地地点や原子炉の炉型、諸設備が個々に異なるものであるから、一律・定量的な規定はなじまない。そのため、各事業者において、新規制基準の規定を踏まえ、それぞれの原子力発電所に適した諸対策を講じた上で、新規制基準適合性の確認を行うものである。

よって、基準がある程度概括的、一般的な記載になることは事理の当然であり、記載が抽象的であることを理由として、新規制基準では安全を図ることは望めないとする原告らの主張は、新規制基準の趣旨及び各原子力発電所の安全設計を理解しないものであり、何ら理由がない。

### 11 「第8 シビアアクシデント規制基準は不合理であること」 7について

#### (1) 原告らの主張

原告らは、シビアアクシデントが発生した場合において、混乱や焦燥、高放射線量等の状況下で対策を講じることは極めて困難であり、シビアアクシデント対策のいくつかは、訓練や試運転に

なじまないから、実際に事故が発生した場合に対策を採り得るとするには非現実的であると主張する（原告ら第24準備書面23ないし25頁）。

## (2) 被告の反論

新規制基準では、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、対策要員に対する教育及び訓練を毎年1回以上定期的に実施することが要求されており（実用炉規則85条），原子炉施設保安規定において、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する規定を定めることが求められている（同92条）。

また、新規制基準では、原子炉制御室について、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を設けることが要求されている（設置許可基準規則59条）。具体的には、原子炉制御室の電源（空調・照明等）を確保すること、炉心の著しい損傷が発生した場合においても同室の居住性を確保すること、同室の外側が放射性物質により汚染された状況において同室への汚染の持ち込みを防止する対策を講じること等が規定されている（同規則の解釈59条）。

さらに、新規制基準では、重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであることが求められている（設置許可基準規則43条1項3号）。

よって、実際に事故が発生した場合に対策を採り得るとするには非現実的であるとする原告らの主張は、新規制基準における重大事故等発生時の諸対策の内容を理解しないまま、単なる憶測に

基づき、抽象的可能性を述べるものに過ぎず、理由がない。

## 1 2 「第9 5重の防護を新規制基準に規定していない」について

原告らは、いわゆる原子力防災に関する事項を新規制基準で規定すべきと主張するが、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等によって原子力防災対策が講じられているのであり、原告らの主張は理由がない。以下、詳述する（なお、原告らも述べるとおり、原子力防災に関する事項は原告ら第15準備書面において主張されていることから、原子力防災に関する具体的な内容については、今後、同書面への反論と併せて主張する予定である。）。

### (1) 原告らの主張

原告らは、①福島第一原子力発電所事故による被害の状況や国際基準への適合性からすれば、5層目の防護（防災対策）の規定が不可欠であるにもかかわらず、新規制基準には5層目の防護の規定が存在しない、②IAEA基準では、プラント建設前に、第5層の防護として、事故時の放射性物質による放射線の影響を緩和する緊急時計画を定め、実行可能であることが確認されなければならぬとされており、米国では、妥当で実行可能な緊急時計画の策定が原子力発電所の建設・運転の許可に当たっての条件とされている、③現在の防災対策は、周辺住民の放射線被ばく（原告ら第24準備書面28頁21行目には「放射能被ばく」とあるが、「放射線被ばく」の誤りと思われる。）を許容する内容になっていること等、多くの重大な欠陥を抱えている、④原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針では、緊急時計画が原子力発電所の建設・運転の許可に当たっての条件とされていないが、周辺公衆を保護するため、規制基準として緊急時計画を定めるべき

であると主張する（原告ら第24準備書面25ないし29頁）。

## (2) 被告の反論

### ア ①, ②及び④に対する反論

原告らの主張の趣旨は必ずしも明らかでないが、IAEAや米国の基準を例として述べ、要するに、新規制基準にいわゆる原子力防災に関する規定がないことを理由に、新規制基準が国際的な基準に比して不十分な基準である旨主張するようである。

しかし、我が国において、原子力防災に関する事項は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律156号）6条の2に基づく原子力災害対策指針等に規定されているものであり、このことは原告ら自身、第24準備書面28頁3行目において述べるとおりである。同法1条においては、「この法律は、（略）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（略）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。」と定めている。すなわち、原子力災害対策特別措置法は、原子炉等規制法と相まって、原子力防災対策を定めるものであり、かかる法体系全体を通じ、原子力防災対策が講じられているのである。

よって、新規制基準において原子力防災に関する事項を定めるべきであるとする原告らの主張は、つまるところ一種の立法論を述べるものであって、本件訴訟における主張として失当である。

また、原子力災害対策指針は、原子力規制委員会において定めるものとされており、同指針を反映して、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法7条）を、地方公共団体は地域防災計画（災害対策基本法2条10号）を作成し、それぞれ原子力防災対策を定めている。これらの対策により、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとすることが図られている。原子力災害対策指針は、平成24年10月31日に制定され、その後、逐次改正が行われており、同指針の制定及び改正にあたっては、国際放射線防護委員会（ICRP）やIAEAの最新知見、福島第一原子力発電所の事故により得られた知見等を踏まえ各種の対策が定められている。

よって、新規制基準が国際的な基準に比して不十分であるとか、新規制基準として緊急時計画を定めるべきとする原告らの主張は、新規制基準及び原子力災害対策指針の制定経緯、内容を正しく理解していないものであり、何ら理由がない。

#### イ ③に対する反論

原子力災害対策指針は、上記アで述べたとおり、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとすることを目的としたものであり、同指針を反映して、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を定めていることから、これらの指針、計画において周辺住民の放射線被ばくを許容しているわけではない。

よって、現在の防災対策が、周辺住民の放射線被ばくを許容

する内容になっている等多くの重大な欠陥を抱えているとする原告らの主張は、原子力災害対策指針等の内容を正しく理解していないものであり、何ら理由がない。

#### 第4 結論

以上に述べたとおり、原子力発電所の安全性を判断する上で、新規制基準は重要な基準であり、本件原子力発電所の運転によって原告らの人格権が侵害される具体的危険性の有無の認定は、本件原子力発電所が新規制基準にも適合し、この点からも安全性が確認されることを踏まえた上でなされるべきこともまた、本件民事訴訟における審理判断の構造から当然である。したがって、新規制基準の適合申請及び審査が本件訴訟の進行とは関係がないなどとする原告ら第24準備書面における主張は失当である。

また、新規制基準に適合していても安全性に欠ける点がないことを証明し得るものではないなどとする原告ら第24準備書面における主張についても、既に述べたとおり、原告らにおいて、そもそも新規制基準の内容を正しく理解せずになされた主張であるから、いずれも理由がない。

被告は、今後、新規制基準適合性審査の申請を含む最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた本件原子力発電所の安全性に関する主張を行う予定である。

以上

別紙 1

緊急安全対策（乙A9, 乙A10）

緊急点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対応のための機器、設備の点検</li> </ul>
緊急時対応計画の点検及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの整備</li> <li>・訓練の実施</li> </ul>
緊急時の電源確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧電源車の配備</li> <li>・低圧発電機の配備</li> <li>・高圧電源車からの電源供給のための資機材の確保</li> <li>・高圧電源車等による電源供給に係る手順の策定</li> </ul>
緊急時の最終的な除熱機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車等の配備</li> <li>・消火ポンプ等による代替注水手順の整備</li> <li>・水源を確保するために必要な資機材の整備</li> <li>・格納容器ベント機能の強化</li> </ul>
緊急時の使用済燃料貯蔵槽の冷却確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車等の配備</li> <li>・消火ポンプ等による代替注水手順の整備</li> <li>・水源を確保するための必要な資機材の整備</li> </ul>
構造等を踏まえた当面必要となる対応策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋への海水の浸入を防止するための機能の確認等</li> </ul>

更なる対策（乙A11, 乙A41, 乙A42）

電源確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源（大容量）の配備</li> <li>・外部電源早期復旧による所内電源の確保</li> <li>・外部電源の信頼性確保</li> </ul>
------	--

除熱機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水した原子炉補機冷却系ポンプの機能回復手段の整備</li> <li>・水源の多様化</li> <li>・原子炉補機冷却海水ポンプ代替品の配置</li> <li>・消防車追加配備（計3台）</li> <li>・ディーゼル駆動消火ポンプ燃料タンク大容量化</li> <li>・配管等の耐震裕度向上</li> <li>・格納容器ベント専用電源の設置</li> </ul>
その他強化策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災施設・資機材等の強化</li> <li>・がれき撤去用重機の配備</li> <li>・原子炉建屋水素排出設備の設置</li> <li>・緊急時協力会社集合棟の設置</li> </ul>
敷地内への浸水防止策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤の構築</li> <li>・取水槽及び放水槽廻りへの防潮壁の設置</li> <li>・浸水対策の強化（扉の水密化、配管貫通部の水密性強化）</li> </ul>

#### 安全性向上施策（乙A38, 乙A39, 乙A40, 乙43, 乙A44）

逃がし安全弁による原子炉減圧機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逃がし安全弁補助作動装置、同装置駆動用窒素ボンベの設置</li> <li>・逃がし安全弁が確実に開となる論理回路の追設</li> </ul>
原子炉及び格納容器への代替注水機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替注水設備の設置</li> <li>・可搬式代替注水設備の追設</li> <li>・大規模な淡水貯水槽の設置</li> <li>・格納容器雰囲気モニタ機能の強化</li> </ul>

格納容器フィルタ付ベント装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器フィルタ付ベント装置および建屋の設置</li> <li>・格納容器ベントラインへの放射線モニタ等の追設</li> </ul>
使用済燃料貯蔵プールの監視・注水機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替注水設備の設置</li> <li>・監視設備の追設</li> <li>・屋外から使用済燃料貯蔵プールに注水するコンクリートポンプ車を配備</li> </ul>
代替熱交換システムの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送水配管の設置（原子炉補機冷却海水系、原子炉補機冷却水系）</li> <li>・海水送水用の大容量ポンプ車の配備</li> </ul>
環境モニタリング設備の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポストに無線伝送装置を設置</li> <li>・代替モニタリングポストとして、可搬型のモニタリングポスト等を配備</li> <li>・代替気象観測設備として、可搬型の風向風速計、放射収支計、日射計、雨量計を配備</li> </ul>
蓄電池の大容量化等直流電源設備の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用直流母線に常用直流母線を接続し、蓄電池容量を増大</li> <li>・可搬型直流電源設備として、直流給電車を配備</li> </ul>
火災防護機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災発生防止</li> <li>・火災検知・消火</li> <li>・火災影響低減</li> <li>・格納容器への可搬型窒素供給装置及び原子炉建屋内水素処理装置の設置</li> <li>・放水砲等を配備</li> <li>・森林火災による原子炉建屋等への延焼を防止する</li> </ul>

	<p>ため、防火帯を設置（森林伐採）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物タンク火災の輻射熱から原子炉建屋を防護するため、外壁の一部を保護コンクリートで被覆</li> <li>・飛来物から軽油タンク等を保護するため、外面に防護処理を実施</li> </ul>
浸水防護機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溢水量の低減</li> <li>・排水経路の形成</li> <li>・隣接建屋、隣接部屋への漏えい防止</li> </ul>
耐震安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋屋根トラス</li> <li>・原子炉建屋クレーン</li> <li>・燃料取替機</li> <li>・排気筒</li> <li>・配管、電路 等</li> </ul>
緊急時対策棟の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊対棟1階に鉄筋コンクリート壁を増設</li> <li>・空気ボンベによる正圧維持設備（ボンベ庫新設）及びエアフィルター空調設備を設置</li> <li>・免震装置を追設</li> <li>・プロセス計算機の代替データ収集システムの設置</li> <li>・自然現象（津波含む）監視装置（カメラ）を設置</li> </ul>

## 新規制基準一覧

### ○実用発電用原子炉の規制に関する原子力規制委員会規則

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。平成 25 年原子力規制委員会規則第 4 号により改正）
- (2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）
- (3) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）
- (4) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）
- (5) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 8 号）
- (6) 実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 7 号）

### ○実用発電用原子炉の規制に関する告示

- (7) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 13 年経済産業省告示第 187 号。平成 25 年原子力規制委員会告示第 10 号により改正）
- (8) 工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和 53 年通商産業省告示第 666 号。平成 25 年原子力規制委員会告示第 10 号により改正）

○実用発電用原子炉の審査基準に関する内規

- (9) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (10) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1404152号（平成26年4月16日原子力規制委員会決定）により一部改正、原規技発第1407092号（平成26年7月9日原子力規制委員会決定）により一部改正）
- (11) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1407092号（平成26年7月9日原子力規制委員会決定）により一部改正、原規技発第1408062号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定）により一部改正）
- (12) 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（原規技発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (13) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306196号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (14) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

日原子力規制委員会決定))

(15) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定))

○実用発電用原子炉の規制基準に関する内規

(16) 原子力発電所の火山影響評価ガイド（原規技発第13061910号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定))

(17) 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（原規技発第13061911号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1408064号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定）により一部改正)

(18) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（原規技発第13061912号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定))

(19) 原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド（原規技発第13061913号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1408064号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定）により一部改正)

(20) 原子力発電所の内部火災影響評価ガイド（原規技発第13061914号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1310241号（平成25年10月24日原子力規制委員会決定）により一部改正)

(21) 実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド（原規技発第13061915号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定))

(22) 実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防

止対策の有効性評価に関する審査ガイド（原規技発第130619  
16号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

(23) 実用発電用原子炉に係る運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド（原規技発第130619  
17号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

(24) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド（原規技発第130  
61918号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

(25) 敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド  
(原管地発第1306191号（平成25年6月19日原子力規制  
委員会決定）)

(26) 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原管地発第1  
306192号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

(27) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド（原管地発第1  
306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

(28) 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド（原管地  
発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決  
定））

(29) 耐震設計に係る工認審査ガイド（原管地発第1306195号  
(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)）

(30) 耐津波設計に係る工認審査ガイド（原管地発第1306196  
号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

○実用発電用原子炉に係る許認可等の手続きに関連する内規

(31) 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド  
(原規技発第13061919号（平成25年6月19日原子力規

制委員会決定))

- (32) 発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1408064号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定）により一部改正）
- (33) 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド（原規技発第13061921号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
- (34) 発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド（原規技発第13061922号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1408064号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定）により一部改正）
- (35) 発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド（原規技発第13061923号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原規技発第1408064号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定）により一部改正）
- (36) 実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド（原管P発第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。原管P発第1312063号（平成25年12月6日原子力規制委員会決定）により一部改正、原規規発第1408263号（平成26年8月26日原子力規制委員会決定）により一部改正）
- (37) 実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会

決定)。原管P発第1312062号(平成25年12月6日原子力規制委員会決定)により一部改正)

(38) 実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド(原規技発第1311273号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))

## 新規制基準の概要

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故等を踏まえ、原子力発電所の規制基準が見直され、「新規制基準」として平成25年7月に施行されました。

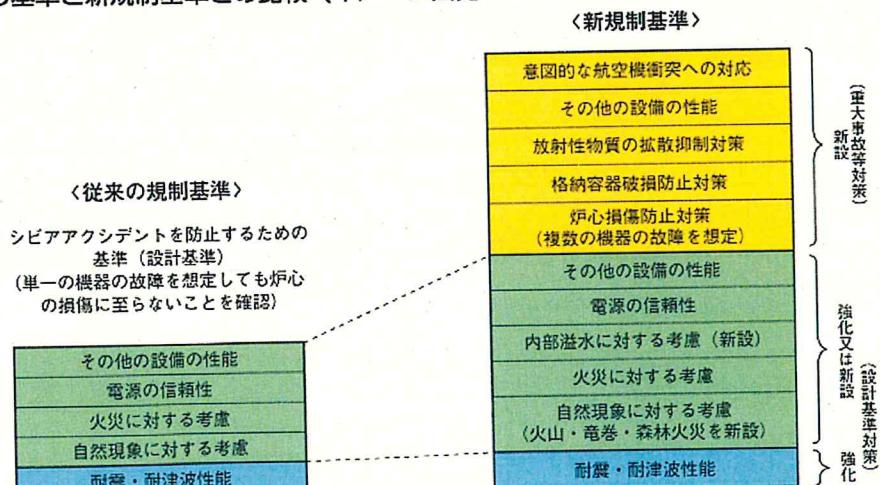
新規制基準では、地震・津波等に対する基準を強化したほか、火山や竜巻等の自然災害に対する対策を求めるなど、これまでの基準（「設計基準」）を大幅に強化しています。

また、これまで原子力事業者が自主的に実施してきた「シビアアクシデント※対策」が「重大事故等対策」として新規制基準に盛り込まれ、新たに規制対象になりました。

新設の発電所だけではなく、既設の発電所もこの新規制基準に適合することが求められています。

※シビアアクシデント：重大事故（炉心の著しい損傷または使用済燃料貯蔵プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷）に至るおそれがある事故または重大事故

【従来の基準と新規制基準との比較（イメージ図）】



出典：原子力規制委員会資料より作成

（平成25年8月被告作成パンフレットより抜粋）